

「土木一式工事」の発注標準額の見直しについて

本市では、建設工事のうち6業種(土木一式/建築一式/電気/管/舗装/水道施設工事)について、等級区分を設定し、各事業者の総合数値(経営事項審査の総合評定値(P点)と技術等評価数値(日向市の評価数値)の合計点)に応じて、等級による格付を行っています。(等級格付の対象は、市内に本店又は建設業法上の営業所を有する業者のみです。)

また、その等級区分を設定している6業種には、発注標準額(発注の標準となる建設工事の金額区分)を定めています。

このうち、「土木一式工事」について、近年の工事発注状況を考慮し、発注標準額の見直しを行いましたので、お知らせします。

記

1. 「土木一式工事」の発注標準額の見直し

等級区分	これまで		見直し後
A級	3,500万円以上	→	2,000万円以上
B級	2,000万円以上 3,500万円未満	→	1,200万円以上 2,000万円未満
C級	900万円以上 2,000万円未満	→	500万円以上 1,200万円未満
D級	900万円未満	→	500万円未満

※「市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱」第3条

2. 有資格業者の数が少数である場合など必要がある場合に、上記の発注標準額に対応する等級の直近上位又は直近下位の業者を指名する場合

等級区分	これまで		見直し後
A級	2,000万円以上	→	1,200万円以上
B級	900万円以上 5,250万円以下	→	500万円以上 3,000万円以下
C級	300万円以上 3,000万円以下	→	130万円以上 1,800万円以下
D級	1,350万円以下	→	750万円以下

※「市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱」第8条

3. 適用日

令和3年4月1日以降に発注する土木一式工事から、見直し後の発注標準額を適用します。

≪お問い合わせ先≫ 日向市 総務課 契約監理係
 0982-54-5761